

焼却施設の維持管理に関する記録

中条地区塵芥焼却場

令和 7年度

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)が処分された各月毎の数量

単位: ton

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総合計
1号炉 焼却量	748.81	768.37	709.41	761.67	655.00	78.21	822.49						4,543.96
2号炉 焼却量	753.19	699.89	698.22	740.96	656.23	772.77	497.40						4,818.66
合計焼却量	1,502.00	1,468.26	1,407.63	1,502.63	1,311.23	850.98	1,319.89						9,362.62

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、バグフィルタ入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度[°C]※1	1号炉	956	939	933	932	940	940	957						942
	2号炉	966	956	946	943	939	942	952						949
バグフィルタ入口燃焼ガス温度[°C]※2	1号炉	210	207	209	204	198	197	198						203
	2号炉	202	205	199	202	201	198	194						200
排ガス中のCO濃度[ppm]※3	1号炉	2	0	0	0	0	0	0						0
	2号炉	0	0	0	0	1	0	0						0

※1 フロー図上の①にて測定

※2 フロー図上の②にて測定

※3 フロー図上の③にて測定

3. ばい煙濃度又はばい煙濃度測定結果

区 分	規制値		単位	1号炉		2号炉	
	法定規制	自主基準値		1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日				R7.5.8		R7.5.9	
結果の得られた年月日				R7.5.23		R7.5.23	
ばいじん濃度※4	0.15以下	0.02以下	g/m ³ N	0.002未満		0.003未満	
硫酸化物濃度※4	4823以下	4823以下	ppm	19		12	
窒素酸化物濃度※4	250以下	250以下	ppm	140		98	
塩化水素濃度※4	430以下	250以下	ppm	69		46	

※4 フロー図上の④にて測定

4. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	規制値		単位	1号炉	2号炉
	法定規制	自主基準値			
排ガスを採取した年月日					
結果の得られた年月日					
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	5以下	0.5以下	ng-TEQ/m ³ N		

※4 フロー図上の④にて測定

5. 冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日

1号炉

冷却設備	回数	実施日
ガス冷却室 減温塔	1回目	9/8～9/10
	2回目	

2号炉

冷却設備	回数	実施日
ガス冷却室 減温塔	1回目	10/6～10/8
	2回目	

6. 集じん固化灰 溶出量有害物質測定結果(重金属類を含む)

測定結果が得られた年月日:

測定項目	基準値	採取日	
		測定値	単位
水銀又はその化合物	0.005以下		mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと		mg/l
カドミウム	0.3以下		mg/l
鉛又はその化合物	0.3以下		mg/l
有機りん	1.0以下		mg/l
六価クロム	1.5以下		mg/l
砒素又はその化合物	0.3以下		mg/l
シアン化合物	1.0以下		mg/l
PCB	0.003以下		mg/l
トリクロロエチレン	0.3以下		mg/l
テトラクロロエチレン	0.1以下		mg/l
ジクロロメタン	0.2以下		mg/l
四塩化炭素	0.02以下		mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04以下		mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1.0以下		mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下		mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3.0以下		mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下		mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下		mg/l
チウラム	0.06以下		mg/l
シマジン	0.03以下		mg/l
チオベンカルブ	0.2以下		mg/l
ベンゼン	0.1以下		mg/l
セレン又はその化合物	0.3以下		mg/l
ふっ素及びその化合物	24以下		mg/l
ほう素及びその化合物	30以下		mg/l
1,4-ジオキサン	0.5以下		mg/l

※ 法定基準値の欄中「検出されないこと」とは、「昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

定量限界:アルキル水銀=0.0005mg/l